

松江市立病院個人情報保護管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松江市条例第43号）ならびに松江市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年松江市規則第2号）に基づき、松江市立病院（以下「当院」という。）が保有する個人情報の適正な取扱い、管理及び保護について必要な事項を定めることにより、市民及び患者、利用者の権利利益を保護するとともに、医療の安全と信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、法第2条の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 要配慮個人情報：本人の人種、信造、社会的分、病歴、犯罪の経歴等、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法が定めるものをいう。当院においては、診療録、処方箋、各種検査結果等の病歴・心身の機能の障害に関する情報がこれに該当する。
- (3) 職員：当院の管理職、医師、看護師、事務職、その他当院の業務に従事するすべての正規職員、会計年度任用職員及び派遣職員、委託業者常駐スタッフ等をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当院のすべての職員及び当院が保有するすべての個人情報（紙媒体、電子媒体を問わない）に適用する。

第2章 管理体制

(個人情報保護最高責任者)

第4条 当院に個人情報保護最高責任者を置き、病院長をもって充てる。

- 2 個人情報保護最高責任者は、当院における個人情報保護に関する一切の責任を負い、本規程の実施及び遵守について総括管理する。

(個人情報保護管理者)

第5条 当院に個人情報保護管理者を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 個人情報保護管理者は、最高責任者の指示のもと、本規程の適切な運用、安全管理措置の構築、職員への教育研修の実施などの実務を統括する。

(個人情報保護担当者)

第6条 各部署に個人情報保護担当者を置き、各部署の所属長をもって充てる。

2 個人情報保護担当者は、自部署内における個人情報の適正な取扱い及び安全管理について、所属職員を監督する。

第3章 個人情報の取得及び利用

(利用目的の特定、明示及び制限)

第7条 職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的(診療、受付、会計、医療安全、他の医療機関等との連携等)をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、個人情報を取得するときは、本人に対し、その利用目的をあらかじめ明示し、又は速やかに公表(院内掲示・ホームページへの掲載等)しなければならない。

3 職員は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、本人の同意がある場合、又は法第69条第2項各号(法令に基づく場合、生命身体保護等)に該当する場合はこの限りでない。

(要配慮個人情報の取得)

第8条 職員は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、医療の性質上、患者の診療・加療のために必要不可欠な病歴等の取得については、黙示の同意があるものとして取り扱うことができる。

第4章 安全管理措置

(安全管理措置の実施)

第9条 管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、物理的・技術的・組織的・人的な安全管理措置を講じなければならない。

(職員の監督及び教育)

第10条 個人情報保護管理者は、職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報保護管理者は、職員に対し、医療現場における個人情報保護の重要性を理解させるため、定期的な教育及び研修を実施しなければならない。

(委託先の監督)

第11条 個人情報の取扱いの全部又は一部を外部(検査会社、システム保守会社等)に委託する場合は、委託先において安全管理措置が適切に講じられるよう、契約書に秘密保持や安全管理に関する事項を明記し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第5章 第三者提供

(第三者提供の制限及びオプトアウトの禁止)

第 12 条 職員は、法第 69 条に定める場合を除き、保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- 2 他の医療機関等との連携、外部医師への意見照会、民間保険会社からの照会等に際して個人情報を提供する場合は、事前に原則として本人の同意（書面による同意等）を得なければならない。
- 3 意識不明の救急患者の照会など、患者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、法第 69 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意を得ずに提供することができる。
- 4 病歴等の要配慮個人情報の第三者提供については、法第 27 条第 2 項に定めるオプトアウト（事後に本人の申し出があれば提供を停止することを条件に、事前の同意なく提供する手続き）による提供は認めない。ただし、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の「別表 2」に規定する項目（他の医療機関等との連携、外部検査機関への委託、家族への病状説明等）において、あらかじめ院内掲示等により利用目的を公表し、患者から特段の拒否の申し出がないものについては、この限りでない。

（研究等における外部提供）

第 13 条 当院において、学術研究又は症例報告等の目的で、保有個人情報を外部（第三者）へ提供する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の各種指針に準拠し、適切な倫理審査委員会の承認及び病院長の承認を経て、適切なオプトアウト（研究情報の公開と拒否機会の保障）の手続きを行った場合は、本人の同意を得ずに提供することができる。ただし、この場合であっても提供する情報は必要最小限とし、可能な限り匿名化（特定の個人を識別できない状態に加工すること）を行わなければならない。

（ソーシャルメディア等の利用制限）

第 14 条 職員は、個人のスマートフォン、PC 等の端末又は個人のアカウントを用いて、職務上知り得た患者、利用者、他の職員等の個人情報、プライバシーに関する情報、又は診療業務中の状況（写真、動画、音声、エピソード等を含む）を、ソーシャルメディア（X、Instagram、LINE、ブログ等。以下「SNS 等」という。）へ投稿、掲載又は発信してはならない。

- 2 前項の規定は、匿名化されている場合（氏名や顔写真が隠されている場合）であっても、前後の文脈や撮影背景等により特定の個人や当院の事案が推測できる場合は、同様にこれを禁止する。
- 3 当院の公式アカウントを用いて業務上の広報活動を行う場合は、事前に個人情報保護管理者の承認を得た情報のみを発信できるものとし、患者等の個人情報が含まれる場合は、必ず事前に書面による本人の明示的な同意を得なければならない。

第6章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

(開示等の請求への対応)

第15条 患者又は住民から、法に基づく保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求があった場合は、法第5章第4節及び松江市情報公開条例等の定めに従い、遅滞なく対応しなければならない。

- 2 診療情報の提供（カルテ開示）の具体的な運用、窓口、手数料等については、別途定める「松江市立病院診療記録等の診療情報の提供に関する要綱」による。

第7章 苦情処理及び事故対応

(苦情処理)

第16条 個人情報の取扱いに関する患者等からの苦情及び相談については事務局総務課を窓口とし適切かつ迅速な処理を図るものとする。

(漏えい事案等への対応)

第17条 職員は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、又はその兆候を発見したときは、直ちに各部署の個人情報保護担当者及び個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、漏えい等の事実を検知したときは、速やかに被害拡大の防止、原因究明等の措置を講じるとともに、個人情報保護最高責任者に報告しなければならない。
- 3 法令の定めに従い、漏えい等が発生した場合は、速やかに松江市長部局及び個人情報保護委員会等へ報告し、かつ、本人に通知しなければならない。

第8章 罰則等

(罰則)

第18条 職員が、本規程に違反して個人情報を漏えいさせ、又は不適切な取扱い（SNS等への無断投稿を含む）により当院に損害を与えた場合は、地方公務員法に基づく懲戒処分等の対象とする。

- 2 法第7章に定める刑事罰の適用対象となる違反行為に対しては、法令に基づき厳正に対処する。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。